

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年3月〇日 (第1回)
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	正福寺地区 (正福寺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

I 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	4.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	4.4 ha
② 田の面積	3.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.7 ha
(参考) 区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

山裾の農地が多く、獣害がひどい。
畦が急で草刈りなどの管理が大変。
他市町の経営体が入り込んでいるため、経営の実態の把握が困難である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻・黒大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<p>・今後の地域農業の中心となる経営体として、認定・認就農業者らである (株)ファーマーズプレイス山根氏、奥本圭彦氏、の合計2名で地区内の約54%の農地保全を担っている。</p> <p>・2名を地域の担い手に位置づけ、地域内の農地の維持管理を図る。</p> <p>・土地利用型を経営の中心として、地域内の農地の集積と集約を協力して進め、効率的な農業経営に努めるとともに、水田として活用が困難な農地は畑地化を検討する。</p> <p>・地域内の農業者は水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を多面的機能支払交付金や中山間直接支払制度を活用し、担い手と共同で行うことで、担い手への貸付状況を維持する。</p>			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	48 %	将来の目標とする集積率	82 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<p>担い手により長年土壌改良等を行い収量向上対策を行った農地であるため、耕作地交換については進まない状況となっているが担い手自体が年々高齢化することを考慮する中で、担い手・地域・町で年1回協議を重ねながら集団化を検討する。</p>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
<p>今後、自己管理している農地についても、担い手に集積を進めていくが、畦などの草刈りが困難なため担い手による借受が困難な農地もある。</p>
(2) 農地中間管理機構の活用方法
<p>担い手への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、必要に応じて農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。</p> <p>担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</p>
(3) 基盤整備事業への取組
<p>基盤整備事業を実施して約30年が経過し、水路・農道等の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業等への取り組みについて協議を進めていく。</p>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<p>区域内では2名の認定農業者が区域の農地の47%を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<p>作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める中で、将来的にはJA協力により地域でドローン等スマート機械を活用した作業低減をめざす。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①山裾に防護柵を設置している。野生動物の侵入を防ぐ、野生動物共生林事業などに取り組む。 集落で補えない箇所について、周辺地域や行政との協力により、防護柵を設置する。 集落での捕獲体制の構築等に取り組む。</p> <p>②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。</p> <p>⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。</p>
--

10年後の農地管理目標図（正福寺地区）



色別	色別内容	色別	色別内容	備考
	貸付等農地（A・B・C・D） （認定・営農・農地バンク含む）	●	貸付等農地 中山間地域等直接支払事業の対象農地	
	今後検討農地	●	今後検討農地（地権者管理） 中山間地域等直接支払事業の対象農地	